
Q and A

「多摩地域教会」の建設

2022年11月12日

日本キリスト教会 府中中河原教会

小会議長 / 牧師 大石周平

Q 1 「**地域教会**」とは何ですか。

A 1 一小会のもと複数礼拝所をもつ一独立教会の呼称です。

府中中河原教会小会と東京中央伝道所委員会は、
この新しい教会建設モデルに基づいて、
二礼拝所・一小会・一牧師による「日本キリスト教会多摩地域教会」
(仮)を建設したいと祈り願ってきました。府中と国立、それぞれの地に足場を置きながら、北多摩の「地域」に伝道奉仕する**教会共同体**の建設です。

Q 2 「礼拝所」とは、建物としての教会堂のことですか。

A 2 はい。「多摩地域教会」建設にあたっては、府中と国立の教会堂が、礼拝所として引き継がれます。

正式な呼称は

「日本キリスト教会多摩地域教会府中中河原礼拝所／国立谷保礼拝所」
となりますが、対外的に

「日本キリスト教会多摩地域 府中中河原教会／国立谷保教会」
と通称することも考えられます。

Q 3 開拓伝道以来の個別の歴史とあり方が、各地で引き継がれるのですね。

A 3 そのとおりです。

国立では、修築された会堂も新たに、

『東京中央伝道所50年史』の編纂が進んでいます。

府中では、2015年に伝道開始30周年を記念して現教会堂が建築され、伝道所開設から数えて10年を目前とした2018年には、府中中河原教会建設を果たしました。

それぞれに、「多くの証人に雲のように囲まれ」（ヘブライ12：1）ながら共にした大切な歩みがあります。

Q 4 つまり、ふたつがひとつの教会共同体になるといっても、
「吸収合併」のかたちをとるわけではない、と考えてよいでしょうか。

A 4 はい。このたびは、憲法・規則上の「合併」という言葉を（規則第4条 ※）
「新設合併」の意味で理解します。一方が他方を取り込むのではなく、
それぞれの町に足場をもつ群れが対等に向き合い、支え合いながら共に
立つ、それが、「地域教会」というひとつの教会共同体です。

※ 規則第4条 1 教会が合併しようとするときは、それぞれの教会が委員をあげて
中会に願い出る。中会は、合併を可決したときは、委員をあげて教会建設式を行う。

Q 5 しかし、対等といっても、府中の群れはもともと**独立教会**、国立の群れは**伝道所**であり、憲法・規則上の区別があるので複雑に感じます

—現住陪餐会員数や礼拝者数の規模（※）はそれほど変わらず、経済規模も大差ないことはわかっているのですが—。

※ 21年度 会員：府中34／国立47（うち未陪餐：府中9／国立17）、礼拝：府中16／国立15
その後、会員の転勤・引越やコロナ禍の影響もあり、両教会ともに会員数・礼拝出席数は減少しています。

A 5 みことばに聴き、聖礼典を執行し、神と人への愛に生きる共同体である以上、教会と伝道所はいずれもかわらず「**教会**」です。区別があるとなれば、独立教会が「**長老を選挙し、小会を組織できること**」にあります。これが、憲法が定める独立教会建設の第一の要件です。第二の要件は、「**経済的に自立し、中会および大会に対する責任を担えること**」。

「地域教会」は、複数の群れが経済的に支え合うことで、後者の責任を果たします。前者については従来どおり、伝道所の歩みのなかで、「**長老となるべき者**」を育む信徒の訓練がなされてきたかが問われます。

Q 6 現時点で府中中河原教会小会は、国立の群れからも、
「長老となるべき者」を選出できると判断しているのですね。

A 6 はい。国立では、中会の指導のもとで委員会が組織され、小会に準じる役割を果たしてきました。その委員として長年奉仕する5名（※）をはじめ、会員の教会的・信仰的な歩みを振り返るだけでも、長老を選出できる群れに成熟していることは明らかです。私たちはこのことを、小会・委員会記録を一部共有して確かめました。また、二年間長老・委員・牧師が共に、長老訓練の学びと祈りを伴う合同委員会を重ねて確信しました。実際には、2023年度の定期総会で、両方の群れから「（新しい地域教会で）長老となるべき者」を選出できたとき、実質的に対等な合併手続きに入ることができます。

※ 現伝道所委員は以下の5名：川上 俊武、戸田 賢三、長谷部一郎、久國 聖子、深田 和子
なお府中中河原教会の長老は以下の4名：奥野 玲子、後藤 俊文、須藤 洋子、玉山美保子

Q 7 では、このたびの「長老となるべき者」の選挙方法について、説明してください。

A 7 まず臨時総会が、2022年11月27日主日礼拝後、それぞれの教会堂で召集され、「東京中央伝道所／府中中河原教会との新設合併による多摩地域教会建設を中会に願い出る件」が諮られます。過半数の賛成をもって可決された場合、続く投票によって、各2名の「『長老となるべき者』の候補者」を選挙（予備選挙）します。続く小会・委員会で記録を確定後、候補者4名は、2023年1月22日の二教会合同総会の場で、小会・委員会から推薦されます。出席者3分の2の挙手による承認選挙をもって合同総会が認めた者が、その後の小会・委員会における記録確定時点で正式に「長老となるべき者」となり、中会宛てに、「多摩地域教会建設願い」が提出される際には、その名も報告されます。

Q 8

なるほど。じつは、**信徒レベルの交わり**が十分でないなか、どのように「長老となるべき者」を選ぶのか、少し不安だったのです。しかし、少なくとも今回の総会では、これまでの教会の交わりのなかで、長老にふさわしいと信じる人に票を投じる。と同時に、他方の教会の選挙にも主の導きがありますように、祈りを重ねるべきだと受け止めました。

A 8

そのとおりです。「**教師と共に教理を擁護する務めを負い、教会会議において教師と同等の責任を持つ**」（憲法第9条第2項）長老が、まずは来年、礼拝所ごとに立てられるよう、祈り求めてまいりましょう。

そしていずれは礼拝所の隔てを越えて、直接選挙で両礼拝所をあわせた全体から長老を選ぶことができるよう、「**ひとつの地域教会**」としての交わりを重ねましょう。

Q 9 長老選挙については了解しました。
ふたつの総会で取り扱う案件は、そのほかにもありますか。

A 9 「執事となるべき者」の選挙と、
多摩地域教会への牧師招聘の件を取り決める必要があります。

また、中会とのやりとりを具体化するために、
「地域教会建設委員会を組織する件」（11月臨時総会）や
「牧師招聘委員会を組織する件」（1月合同総会）を、
それぞれ諮ることになります。

Q10 執事会が組織されるのですね。改革・長老教会の伝統では、万人祭司の強調点を保ちながらも、賜物に応じた複数職務制を大切にする、と学んだことがあります。

A10 大切な伝統です。第一に、キリスト者であればだれもが、

- ①礼拝の交わり（コイノニア） ②祈りと告白の訓練（ディダケー）
- ③伝道ないし宣教（ケリュグマ） ④隣人愛の奉仕（ディアコニア）
- ⑤証しの生（マルトゥリア）といった、教会的な務めに召されています。

そのうえで第二に、それぞれのリーダーシップをとる牧師ないし教師、長老、そして執事の三職あるいは四職を、主が教会のために立ててくださるならば、キリスト者の働きはいよいよ教会共同体の働きとして、豊かに実践されるものとなります。

Q11 それにしても、私たちの教会には、これまで執事会がありませんでした。執事の務めについて、説明してください。

A 11 執事は、「教会の奉仕の務めにつくために任職された者」（憲法第9条第1項）です。執事職とは、「教会内外の精神的、肉体的、経済的助けを必要とするところ」（『教会員の生活』、45頁）で、隣人を愛し「苦しんでいる人々に奉仕する」、世にある教会が常に負うべき務めです（エルシー・アン・マッキー『執事職』、13頁）。執事を欠いた私たちの教会では、小会が執事的働きも兼務してきました（憲法第9条第2項）。しかしこの機に、多様な賜物と働きに応じて、ふさわしく役割を分担したいと考えます。そうして、「キリストによって、体全体は、支えとなるすべての節々でつなぎ合わされ、一つに結び合わされて、それぞれの部分は分に応じて働いて、体を成長させ、愛の内に造り上げられてゆくのです」（エフェソ4：16）。

Q12 新しく組織される執事会には、具体的にはどのような奉仕が期待されますか。

A12 新しい教会の執事会には、牧会協力のほか、隣人愛を目的とした会堂管理と会計管理の実務、地域に根ざした伝道奉仕のリーダーシップが期待されます。

定例の「執事会」を行い、会員の消息を確認し、家庭や病院・施設の訪問、礼拝への送り迎えの計画を立てます。また、教会堂やお金をどう用いるか、オープンチャーチ等の地域奉仕をどう展開するかを話し合う場をもち、記録を小会に報告します。とくに、執事会から選出された会計担当執事は、小会選出の会計担当長老とともに、毎週の礼拝献金の集計実務を行い、会計管理に関わります。

Q13 礼拝献金の集計実務と、会計実務に執事会が関わるとしても、月ごとの会計報告や、年ごとの決算・予算案作成の最終責任は小会にある、と考えればよろしいでしょうか。

A13 そのとおりです。とくに執事は隣人愛の視点から、小会による定期・不定期の会計報告を分析し、批判的に評価して応答し、教会がより良い財政管理を行うために、一定の役割を果たします。
ただ、具体的なことは決まっておらず、特別会計をどのように管理するかも含め、今後の小会での議論を俟たなければなりません。

Q14 まず1月の合同総会で、これまでの体制下における1～3月の予算案と、新しい体制下における4月以降の予算案が出されることになりますね。現時点で、4月以降の会計状況は、今よりも良くなるという見通しを、持つことができますか。

A 14 総会で具体的に示されるとおり、これまでふたつの群れだったものが、一牧師による新牧会体制になる分、礼拝所ごとの謝儀等の負担が軽くなることは事実です。しかし、伝道所として免除・減額されていた中会・大会の分担金や献金額が上がります。会員数が減少する傾向が続く場合、結果として、ぎりぎりの経済状況が大きく変わるということはないと思われます。一方で、たとえば中会財政の視座からみると、東京中会として財政支援すべき伝道所がひとつ減ります。地域教会建設の結果、私たちは、中会の教会性において、そのひと肢として、経済的な役割をも担っている、ということができます。

Q15 正直なところ、家計は厳しくなっていくため、礼拝献金や維持献金、その他、とくには中・大会への献金を、どこかで重たく感じていたところがありました。何のための献金か、与えられたそれぞれの分に応じて、御心に応じてささげることができるよう、祈りたいと思います。

A15 礼拝献金は、主のみことばの恵みに対する感謝と献身のしるしです。
維持献金は、日々の生活のなかから一定額を、祈りの内に定期的に取り分けてささげるもので、日毎の糧・たえざる恵みへの応答です。
特別献金は、特別な日や出来事を覚えてささげ、教会で共有する祈りのしるしとなるものです。
中・大会の委員会・理事会に関わる献金は、それぞれの教會的な働きを知ることなしに、献げる喜びを覚えることは難しいでしょう。
金額の大小は問題でなく、感謝と喜びの大きさ、祈りの大きさまでもが社会経済や家計に影響されないよう、まずは祈りつつ、賜物の堅実な「よい管理者」となることを共に目指しましょう。

Q16 では、このたびの「執事となるべき者」の選挙方法について、説明してください。

A16 1 1月の臨時総会における、「『長老となるべき者』の候補者」の選挙結果をふまえ、小会・委員会が「『執事となるべき者』の候補者」を、3名ずつ計6名挙げて、1月の合同総会の議場に推薦します。

そこで、出席者3分の2以上の挙手による承認選挙をもって合同総会が認めた者が、その後の小会・委員会における記録確定時点で正式に「執事となるべき者」となり、東京中会宛てに「多摩地域教会建設願い」が提出される際には、その名も報告されます。

Q17 つぎに、多摩地域教会への牧師招聘の件について、説明してください。
まったく新しい牧師の就任が、来年にもあり得るということでしょうか。

A17 いいえ。東京中央伝道所の久保義宣牧師は2023年中の辞意を表明していますので、招聘は難しいですが、1月の合同総会で、現府中中河原教会の牧師である「教師大石周平を多摩地域教会牧師として招聘する件」に賛同を求めます。合同総会では、その実現に向けた中会とのやりとりのため、「牧師招聘委員会を組織する件」が諮られます。

Q18 多忙となる牧師の体調が心配です。教会建設よりも**兼牧体制**のほうが現実的ではないか、という意見がありますが、いかがでしょうか。

A18 たしかに、**牧師の体調管理**は小会の責任としても重要になります。**牧師不足**は深刻で、**多摩相模原地区牧師会（※）**の5人中4人が、まもなく80歳代となる現状です。すでに**兼牧体制**や**応援体制**を整えることが、「**無牧師**」の群れのために実践されています。ただこれは、課題を実質的には牧師だけで担う方法で、諸活動や牧会に充分手が及ばないばかりか、**牧師中心主義に陥る懸念**もあります。地域教会でも、もっか**牧師が宣教長老**として複数礼拝を兼ねる点に変わりはありません。しかし、各礼拝所には**長老が治会長老**として立ち、**執事が並んで**仕えていることは大きな違いです。地域教会は、**複数職務で支え合う共同牧会体制**なのです。

※ 多摩の教師：大石周平（府中中河原教会）、久保義宣（東京中央伝道所）、栗田英昭（多摩ニュータウン永山伝道所）
相模原の教師：宇田達夫（稲田堤伝道所）、木村治男（上溝伝道所）〔恵泉伝道所は無牧師〕

Q19 「多摩地域教会」の主日礼拝について、礼拝所ごとの時間は、どのようになりますか。

A19 さいいい、自転車15分圏内の両礼拝所ですので、どちらも午前中に礼拝を始めることが可能です。

主の日の午前9時半から10時半まで国立谷保礼拝所、
11時半から12時半まで府中中河原礼拝所の礼拝を行う案が出ています。

牧師や長老は、現在の恵泉伝道所の場合のように、必要に応じて他教会の応援のため、午後に出張することもあります。

Q20 礼拝式文や説教箇所は、礼拝所ごとに違うものになりますか。

A20 その可能性も開かれており、場所ごとにふさわしいあり方が求められてしかるべきです。

なお、現在の小会・委員会では、「ひとつの教会」として、同じ主日に同じ式文で、同じ聖書箇所からの説教を共に聴くことを求める意見が強いようです。連続講解説教と教会暦に基づく説教、あるいはその組み合わせなど、いずれの可能性もなお開かれています。

Q21 子どもと大人が合同で礼拝してきた状況に変化は生じますか。

A21 いいえ。これまで子どもと大人が毎週一緒に礼拝してきましたが、これは、「主の民」としての一致を象徴する良い伝統です。日曜学校の組織の可能性が閉じられたわけではありませんが、現状では、礼拝に出席する皆が顔を合わせ「主の約束の子どもたち」の信仰の成長のために関わり、牧師・長老を中心に、**洗礼・信仰告白準備**のための柔軟な対応をとることが重視されています。主日礼拝は、**陪餐・未陪餐会員**だけでなく、子どもから大人まで、**他教会・他派の客員や新来者**も含め、誰にでも開かれています。なお、ひきつづき、「**子どもの説教**」を通常の説教と区別して行うかどうかは、今後の協議課題です。

Q22 現在聖書は両教会とも『聖書 新共同訳』を使用していますが、讃美歌は、府中中河原伝道所では『讃美歌』（1964年版）、東京中央伝道所では『讃美歌 2 1』を用いてきました。今後はどうなりますか。

A22 聖書は、これを機に、『聖書 聖書協会共同訳』（2018年）に切り替え、讃美歌は『讃美歌』と『讃美歌 2 1』、そして『みことばをうたう改訂版』（2020年）を併用し、三つの歌集から選曲できるようにしてはどうかと話し合っています。

新しい邦訳聖書については、府中中河原教会祈祷会で1年近く学びを行い、改善された諸点を確認しました。讃美歌については、礼拝で歌う移行期間の実践をとおして吟味する作業が不可欠です。

Q23 『聖書 新共同訳』とくらべて、『聖書 聖書協会共同訳』の新しい訳において改善されたところとは、どのような点ですか。

A23 旧約聖書の詩編の例にみられるように、詩文の翻訳が冗長にならないよう簡明な翻訳が心がけられるなど、「礼拝で朗読される聖書」であることが大切にされています。聖書原文の「異読」の可能性や、解釈の多様性をふまえた注が付された版があることは、邦訳聖書にとって画期的なことです。最新の聖書学が、聖書考古学や植物学、動物学、社会学などとの対話のうちに成り立っていることが踏まえられています。また、近年の日本語の変化に対応する努力もなされているようです。差別的表現や性別に関わる表現に関してなどには、細やかな配慮が見られます。

Q24 日本キリスト教団讃美歌委員会による新旧二冊の讃美歌については、いくらかわかりますが、『みことばをうたう 改訂版』のことは知りません。簡単に説明してください。

A24 16世紀宗教改革期のジュネーヴ詩篇歌とコラールを、旋律はそのままに、日本語で歌うために編纂された礼拝歌集です。日本基督改革派教会大会賛美歌検討委員会が、長い時間をかけて整えたものが、日本キリスト教会の有志を含む「改革教会の礼拝と音楽」編集委員会によって編集・出版され、このたび「みことばをうたう会」の歌の実践をふまえて改訂されました。週ごと日ごとの礼拝のなかで、「150の詩篇」と「十戒」、「マリアの讃歌」、「シメオンの歌」を、聖書の内容そのままに口ずさむことで、みことばそのものが心に刻まれます。また、この礼拝歌集には、日本キリスト教会訳の「使徒信条」までもが、歌となって収められています。

Q25 礼拝における讃美歌の選曲は、どのように行われますか。

A25 三つの讃美歌集のなかから、礼拝司式者と奏楽者の責任のもと、これまでそれぞれの場で慣れ親しんできた曲を中心に選曲されます。

はじめのうち、会衆にとって新しい曲は、練習の場を設けるか、たとえば一ヶ月間毎週の礼拝で、同じ曲をうたう配慮も考えられます。

三冊の歌集を会衆が同時に持つことは現実的ではないため、慣れ親しんだ一冊の讃美歌集を基本とし、新しい曲はプリントで配布するか、プロジェクターで掲示するなどの方法も検討されています。

Q26 奏楽者がいない日の礼拝で、新しい曲をうたうことは、難しいのではないのでしょうか。

A26 そうですね。まずは両礼拝所から、新たに奏楽奉仕を引き受けてくださる方や、牧師と共に移動して、ふたつの礼拝で奏楽してくださる方を祈り求めたいと思います。その他、先唱者を立てるか、国立ではすでに実践されているように、ヒムプレイヤーを活用することも、視野に入れる必要があるかもしれません。これは、新しい小会に引き継がれる祈りの課題です。

Q27 私たちみなが、二つの礼拝をいつでも自由に行き来することができる、
と考えてよろしいでしょうか。

A27 普段は今までどおりの場で礼拝をし、特別な機会に合同礼拝や祝会、信徒の集い等で新たな交わりを求めることがふさわしいでしょう。たしかに、礼拝場所の選択は**信教の自由**に関わり、ましてや多摩地域教会は「**ひとつの教会**」ですから、礼拝所が変わっても同じ群れの礼拝です。

一方で、地域教会が「**二礼拝所**」を持つ意味は、それぞれの歩みと歴史を継続し、身近な交わりを保つことにもあります。これまでどおり、当初の導きを大切に、**場所と時間をひとつに定めて礼拝を継続していくことが重要**です。「**区別すれど分離せず、一致すれど混合せず**」のバランスが、「**地域教会**」の教会員に求められます。なお、牧師・長老、奏楽者などが、**務めのゆえに礼拝所を行き来すること**はあります。一日に両方の礼拝に出席する方がいる場合、妨げは何もありません。

Q28 ふたつの礼拝所や各地をリモートでつなぐ「合同礼拝」や会議、集会等は考えられますか。

A28 前提として、対面で集うことに、オンラインでは得がたい**教会**（「**エクレシア**」＝集い）の喜びがあることを、現在の小会・委員会は重く見ています。

一方で、コロナ禍の経験をふまえ、オンラインにより**物理的な隔たりを越えて顔を合わせる可能性**も受け止め、必要な設備を整え始めています。広く双方と、そして世界と繋がる可能性を閉じることは、教会としてふさわしくありません。礼拝のオンライン機器併用のあり方も含め、新しい小会が様々な声に耳を傾けながら、実情に応じて判断することになるでしょう。

Q29 新しい教会の宗教法人格は、どうなりますか。

A29 現状では、東京中央伝道所は「宗教法人日本キリスト教会東京中央教会」となっていますが、府中中河原教会は「日本キリスト教会包括宗教法人」に属し、独自の宗教法人格を持っていません。

いずれは前者に統合し、「宗教法人日本キリスト教会多摩地域教会」として名称変更する手続きをすることを申し合わせ、その準備を進めているところです。

Q30 現宗教法人格は、世の法にしたがった手続きを必要とするものですが、思えば私たちは、宗教組織である以前に、私たちの主イエス・キリストという唯だおひとりの人格とその御からだに霊において結ばれた「聖徒の交わり」に連なるひと肢となるべく、共に歩んできました。

私は、真実なキリストの「見えない教会」の肢体（えだ）、その一部に繋がりたいと願って、今・ここにある「見える教会」に連なっています。今、小さなふたつの群れが、世にあって交わり、一致に向かって一歩を進めることは、この信仰的な、大きな目標への一歩と位置づけることができるでしょうか。

A30 アーメン。私たちの教会は、聖徒の群れとは言いがたい、弱く乏しい罪人の集いです。神の裁きを待つほかない**本物と偽物の「混成体」**です。しかし、そのような中から、主は選ばれた民を救い出して神と和解させ、人種や国や、世代や国籍や教派など、あらゆる隔てを越える**キリストの御国の共同体**へと、召し出してくださることを信じます。

教会には、そのあらゆる間違いや弱さ、乏しさにもかかわらず、**みことばと聖餐のしるし**があり、十字架上に死なれ、陰府にくだられ、三日後に復活された、**主の御からだとの神秘的な結合に至る悔い改めの道**が開かれます。信仰によって道を見極め、一步一步を進みゆく証人たちの、**神と人への日ごとの愛の実践**もまた、信実な教会のしるしです。私たちの教会が、この困難な時代にあって、地域に根ざして、主にしるしづけられた共同性をもろびとこぞって形成していくことができますように、主の御名によって、共に祈りつづけて参りたいと願います。

Q31 アーメン、アーメン。お話をおうかがいして、マタイによる福音書18章20節のみことばを思い出しました。私たちが主のからだに結ばれる、というだけでなく、主が私たちの共同体のただ中に、私たちと共に生きておられる、ということを示される聖書の箇所です。

A31 「二人または三人が私の名によって集まるところには、私もその中にいるのである」ですね。これを今日は、「ふたつ、みっつの群れが主の名によって集まる地域教会に、主もそのただ中にいてくださる」との約束として、聞き取りたいと願います。

さあご一緒に、祈りましょう。それぞれの祈りの終わりに、イエス・キリストの御名によって、主が教えてくださった祈りを共にささげます。

主の祈り

天にまします我らの父よ。

願わくは御名（みな）をあがめさせたまえ。

御国（みくに）を来たらせたまえ。

みこころの天になるごとく、地にもなさせたまえ。

我らの日用（にちよう）の糧（かて）を今日も与えたまえ。

我らに罪を犯すものを我らが赦（ゆる）すごとく、

我らの罪をも赦したまえ。

我らを試（こころ）みにあわせず、悪より救いいだしたまえ。

国と力と栄えとは、限りなく汝（なんじ）のものなればなり。

アーメン。



日本キリスト教会 府中中河原教会
〒183-0034 東京都府中市住吉町4-47-16
TEL/FAX 042-354-3044